

## イ 情報端末

介護ソフトを使用し、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者情報を確認できるタブレット、職員間の効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム等

## ウ 通信環境機器等

ア、イを利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等、Wi-Fiルーター環境を整備するために必要な機器

## ア 介護ソフト等

(ア) 記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行えること（転記等の業務が発生しないこと）

(イ) ケアプラン標準仕様の対象事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、次ページのア(イ)a～eに掲げる全てのCSVファイルの出力・取込機能を実装していること

## エ 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入にあたっての職員のスキルアップ研修、セキュリティ対策、ICTに関する他事業者からの照会当に応じた場合の経費

## オ その他

バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトの導入に係る経費

※イ～オについては、当該年度の補助による場合を含め、ア(ア)を満たす介護ソフトにより一気通貫の環境が実現できている場合に限る。

※詳細な要件等は、次ページ以降の「対象経費の要件詳細」及び「対象経費に係る留意事項」を参照。

## 【対象経費の要件詳細】

### ア～オ 共通

日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。

研究開発品でなく、企業が保証する商用の製品であり、販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース等できる状態にあること。

イ～オについては、当該年度の補助による場合を含め、ア(ア)を満たす介護ソフトにより一気通貫の環境が実現できている場合に限る。また、この場合、イ～オを導入することのみも補助対象とする。

### ア 介護ソフト等

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下、「ケアプラン標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については以下の(ア)及び(イ)を、それ以外のサービス事業所については(ア)を満たす介護ソフトであること。

また、以下の(ア)(ケアプラン標準仕様の対象となる介護サービス事業所については(ア)及び(イ))を満たした上で、以下の(ウ)の機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。

なお、タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

(ア) 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないこと)。

(イ) ケアプラン標準仕様の対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、以下のa～e全てのCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

a 利用者補足情報      b 居宅サービス計画1表      c 居宅サービス計画2表      d 第6表(サービス利用票)、実績情報      e 第7表(サービス利用票別表)

(ウ) 以下のa～cのいずれかを対象とする。

a 「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア      b 「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア      c 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

### イ 情報端末

タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。

ただし、メンテナンス費や、利用者のもとへの持ち運びを前提にせず事業所に設置するパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。

なお、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。

### ウ 通信環境機器等

ア、イを利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等、Wi-Fi環境を整備するために必要な機器。ただし、機器の購入・設置のための費用とし、通信費は対象外とする。

### エ 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入にあたっての職員のスキルアップ研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費等。ただし、当該年度分に限る。

### オ その他

バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)のためのソフトの導入に係る経費。

## 【対象経費に係る留意事項】

### ア～オ 共通

リース等により導入する場合は、3年以上のリース等期間とすること（対象経費は、当該年度の3月末までの経費に限る）  
同一所在地で複数サービスを実施しており、導入機器等を共用する場合、面積按分等の合理的な按分をし、事業所単位で所要額を算出し申請すること

### ア 介護ソフト等

既に導入している介護ソフトの、「ア(ア)、(イ)又は(ウ)を満たすための改修」や「L I F E 標準仕様に対応のための改修」に要する経費も含む。また、ア(ア)の要件は複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みの介護ソフトに新たに業務機能を追加することにより実現する場合も要件を満たすこととし、そのための改修に要する費用も対象とする。

### イ 情報端末等

タブレット端末等は、1事業所あたりの職員数（補助上限額の算出時と同じ）を導入台数の上限とし、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター、サーバー等の端末は対象外とする。また、タブレット端末等の付属品（マウス、キーボード、タッチペン、カバー、液晶保護フィルム等）についても対象外とする。

インカムについて、介護ロボット導入支援事業の対象となる場合は本事業の対象とはならない。

### ウ 通信環境機器等

見守り機器の導入に伴って通信環境（Wi-Fi等）を整備する場合は、介護ロボット導入支援事業において申請すること。

### エ 保守経費等

クラウドストレージについては対象外とする。

### オ その他

業務効率化に資すると判断できるソフトの導入費用が対象であり、付属の端末等（タイムカードや打刻用の機器等）は対象外とする。